

第6章 計画推進における方策

第1節 地域ケア体制の構築及び関係機関の連携

1 地域包括ケア体制の推進

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近なところでの相談、実態調査による速やかなニーズの把握、サービスの円滑な提供などが必要であるとともに、地域全体で高齢者を支える地域ケア体制の構築が必要となります。

この体制を構築するためには、行政やサービス提供事業者のみではなく、各医療、保健、福祉機関、自治会など住民による地域活動や民生委員、また町内のみならず弁護士会や裁判所などと綿密な連携が求められています。

(1) 保健・医療・福祉の連携

保健福祉サービスや介護サービスの提供を効果的に行うためには、保健・医療・福祉の連携を図り、一体となって各施策の調整と総合的な推進に努める必要があります。

【施策の方向】

- ・地域福祉センター、地域包括支援センターが中心となって「地域ケア会議」の開催や民生委員協議会との連絡調整など、関係機関、サービス事業者からの情報提供をもとに調整を行い、適切なサービスの提供および迅速な対応に努めます。

(2) 地域の関係団体との連携

地域における高齢者の生活や家族などを支えるためには、行政やサービス提供事業者だけでなく、小地域ネットワークなどの地域住民活動や民生委員、ボランティアなどの連携による支援が重要となります。

【施策の方向】

- ・常に連携を密にし、必要に応じて地域ケア会議への参加を要請するなど情報収集に努めます。
- ・小地域ネットワークによる各地域における助け合い活動及び交流活動を支援します。

2 人材の育成

健康づくりや介護予防・生活支援対策を推進していくためには、人材育成が最も重要です。

介護支援専門員を中心に専門的な技術や知識を兼ね備え、高齢者の身体状況の変化に応じた適切な判断ができる人材が必要となります。

【施策の方向】

- ・各種研修による介護支援専門員の資質の向上を図るとともに、介護サービス従事者に対しても各種研修への参加を働きかけます。
- ・地域の介護支援専門員に対し、個別の相談や困難事例等の助言を行います。

第2節 行政等の役割

1 制度の周知及び利用の促進

介護保険制度や介護予防、健康づくり、生活支援などに関する制度の周知、理解を深め各種サービスの利用促進に努めます。

【施策の方向】

- ・町広報紙やパンフレットなどを活用し、制度の周知を図ります。
- ・広報誌やパンフレットでは理解しづらい制度や周知が行き渡らない制度、また、広報誌等ではうまく読み取れない高齢者については、訪問サービス等を活用し、周知状況を調査しながら周知の徹底を図ります。
- ・各種学習会や介護教室、介護者交流会、相談機会、ヘルパー訪問などを活用して、サービス利用の促進に努めます。
- ・相談、苦情、情報提供体制の充実を図ります。

2 計画達成状況の検証

計画の進捗状況や達成状況を把握し、分析・点検を行い、計画の評価や見直し、サービスの質の向上を図るための提言を行う機会を設けます。

【施策の方向】

- ・地域ケア会議「全体会議」において計画の分析、検証を行います。

(参考資料)

置戸町介護保険事業計画策定等委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 置戸町における介護保険事業の円滑な実施を確保すること等を目的として、置戸町介護保険事業計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 置戸町の介護保険事業計画の見直しに関する事項
- (2) 置戸町の老人保健福祉計画の見直しに関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者

3 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長の指名により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ有識者から意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、地域福祉センターにおいて行う。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

置戸町介護保険事業計画策定等委員名簿

任期：平成 26 年 9 月 11 日～平成 27 年 3 月 31 日

氏 名	所属・役職	氏 名	所属・役職
委員長 溝 井 弘 一	社会福祉協議会会長	沼 田 巖	特別養護老人ホーム・ 養護老人ホーム園長
副委員長 山 本 道 子	置戸町女性団体協議会 会長	中 西 誠	整骨院院長
木 村 榮	民生委員協議会会長	栗 生 貞 幸	町づくり企画課長
神 宮 龍太郎	置戸町自治連絡協議会 事務局長	今 西 輝代教	社会教育課長
富 永 孝 幸	置戸赤十字病院 事務部長	村 松 登喜男	消防署置戸支署長
越 野 良 子	置戸町ボランティア つつじの会会長	松 田 功 一	社会福祉協議会事務局長
佐久間 光 昭	置戸町中央公民館長		
阿 部 光 久	置戸町体育協会会長		
枝 崎 幹 雄	置戸町老人クラブ連合会 会長		
飯 田 常 孝	グループホーム施設長		